

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告書」における 重大事態の調査報告書の分析結果に係る記述

1 分析の目的

いじめを背景とした自殺等の深刻な事態の発生は後を絶たず、同種の事態が繰り返し発生している。いじめ防止対策は、「いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要」（いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第3条第3項）であり、重大事態の調査は、「当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために」（法第28条第1項）行われている。

各地方公共団体における調査報告書は、いじめの重大事態の事実の全容解明と再発防止を目的とし、重大事態の発生原因の分析、問題点等を明らかにした有用な共有財産であるといえる。調査報告書は、法施行後3年以上が経過し、その蓄積も進んでいる。しかしながら、現状においては、文部科学省において、3事案の重大事態の調査報告書を分析しているものの、今後行う予定である重大事態の調査結果の収集・分析について、実施時期、実施主体などの具体的な取組内容は未定となっており、また、重大事態の調査報告書を重大事態の発生防止のために活用している教育委員会の一部にとどまっている状況がみられた。さらに、教育長等及び教育委員会からは重大事態の事例を整理したものの提供等を求める意見等も聴かれた。

このため、総務省において、教育現場の参考となるよう、66事案の重大事態の調査報告書に記載された学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を整理・分析した。

なお、本整理・分析の取りまとめに当たっては、個人や学校等が特定されるおそれがある情報は削除する等、関係者に配慮した。

2 分析の対象

今回、総務省が地方公共団体に対し、分析の趣旨を説明した上で、保有する調査報告書の提供依頼を行い、37団体から重大事態の調査について63事案・63調査報告書、重大事態の再調査について4事案・4調査報告書の計66事案・67調査報告書（注）を入手した。

（注）入手した66事案のうち1事案については、重大事態の調査及び重大事態の再調査の調査報告書を入手しているため、重複している。

入手した67調査報告書には、法施行前に発生した事案など法上の重大事態に該当しないものが含まれるが、これらの調査報告書についても再発防止等を目的としており、総務省の整理・分析の目的を損なうものではないため、重大事態の調査報告書と同等のものとして取り扱っている。

また、入手した調査報告書は、①調査報告書全体、②調査報告書全体から特定ページが除かれた「抜粋版」、③調査報告書の「概要版」とされているものである。さらに、調査報告書を提供した地方公共団体により文章がマスキングされている部分があり、その箇所数や分量も様々であった。このため、総務省の整理・分析結果は、入手できた調査報告書の記載から確認できた範囲のものとなっている。

3 分析の内容

(1) 調査報告書のページ数、記載事項、公表状況等

- ① 被害児童生徒の学校種及び学年
- ② 重大事態の態様（1号重大事態・2号重大事態の別）（注）
- ③ 調査報告書のページ数
- ④ 1号重大事態に係る調査報告書の記載事項
 - ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」で報告書の内容（目次）の例として示されている事項が記載されているかどうか。
- ⑤ 2号重大事態に係る調査報告書の記載事項
 - ・「不登校重大事態に係る調査の指針」で調査報告書の内容の参照例として示されている事項が記載されているかどうか。
- ⑥ 調査報告書の公表状況

（注）1号重大事態とは、法第28条第1項第1号に該当する重大事態をいう。

2号重大事態とは、法第28条第1号第2号に該当する重大事態をいう。

(2) 重大事態の調査組織・調査期間等の状況

- ① 調査主体・重大事態の調査組織等の構成（学校又は学校設置者の別、調査組織の構成員の職種等）
- ② 重大事態の発生から調査開始までの期間
- ③ 重大事態の調査及び重大事態の再調査に要した期間

(3) 被害児童生徒が受けたいじめ等の状況

- ① いじめの認定の有無
- ② いじめの態様

(4) 自殺及び自殺未遂事案の状況

- ① 被害児童生徒による希死念慮のほのめかしの把握状況（事案発生前に周囲が把握しているものと把握できなかったものの別）
- ② 希死念慮をほのめかしている相手
- ③ 希死念慮をほのめかしている時期

(5) 重大事態の再調査を行うこととなった経緯等

(6) 重大事態に至る過程での学校等における対応の課題及び再発防止に係る提言の内容（いじめの早期発見、いじめへの対処、その他いじめの未然防止等に区分）